

認定第4号

令和5年度読谷村水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、令和5年度読谷村水道事業会計決算に伴う利益を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同法第30条第4項の規定により、令和5年度読谷村水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見書をつけて、議会の認定を求めます。

令和6年9月5日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實